

河合町立〇〇小学校PTA役員及び委員の候補者の選定に関する規程（素案）

平成30年9月21日現在

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、河合町立〇〇小学校PTA会則第33条の規定に基づき、次年度の役員（会長、副会長、書記、会計）及び委員（学級委員、地区委員）の候補者の選定に関する規程を定めることを目的とする。

（役員及び委員の候補者選定委員会）

第2条 次年度の役員及び委員の候補者の選定にあたっては、役員及び委員の候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を組織する。

- 2 選定委員会は現年度の役員をもって構成し、会長が委員長を務め、副会長が副委員長を務める。
- 3 次年度の役員及び委員の候補者が決定された時、選定委員の任期は終了する。
- 4 次年度の役員及び委員の候補者となる可能性のある者は、選定委員を兼ねることができない。

（立候補の原則）

第3条 次年度の役員及び委員の候補者の選定にあたっては、適切な時期に選定委員会が会員より立候補を募るものとする。

- 2 立候補者が役員及び委員の定数を超えた時、選定委員会は立候補者同士が協議する場を設け、協議が調わなければ立候補者間で抽選を行い、候補者を選定する。
- 3 立候補者が役員及び委員の定数に満たない時、選定委員会は会員のうち対象者間で抽選を行い、候補者を選定する。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、運営委員会で議決された後、総会において過半数の賛成を必要とする。

第2章 役員及び委員等の経験値

（経験値の付与）

第5条 役員及び委員等を務めた保護者は、次の経験値を付与される。

| | | | |
|--------------------------|-----------|-----|---|
| （1）役員 | ・ ・ ・ ・ ・ | 経験値 | 3 |
| （2）専門委員会及び特別委員会の委員長 | ・ ・ ・ ・ ・ | 経験値 | 2 |
| （3）専門委員会及び特別委員会の副委員長及び委員 | ・ ・ ・ | 経験値 | 1 |

第3章 役員及び委員の候補者の抽選

(抽選の対象者)

第6条 役員及び委員の候補者について、役員の経験のある保護者は、役員の抽選の対象とならない。

(役員候補者の抽選)

第7条 役員候補者の抽選を行う場合は、現年度2年生以上の児童をもつ保護者のうち、経験値がより少ない保護者をその対象とする。

(学級委員候補者の抽選)

第8条 学級委員候補者の抽選を行う場合は、その学級の中で、経験値がより少ない保護者をその対象とする。

(地区委員候補者の抽選)

第9条 地区委員候補者の抽選を行う場合は、別に定める地区ごとに、現年度1年生以上の児童をもつ保護者のうち、経験値がより少ない保護者をその対象とする。

(兼任の禁止)

第10条 役員、専門委員及び地区委員を兼任することはできない。